

大量の健康食品…どうしよう！

2005年12月21日号

訪問販売で健康食品を購入し、「飲んでも効果が感じられず、残りを返品したい」という相談が寄せられています。

健康食品はあくまでも食品です。医薬品のような効果を期待するものではなく、病気の治療を目的としての購入は、医師と相談し慎重に行うべきです。

健康食品の中である程度の科学的根拠や安全性が確認されているものを「保健機能食品」といいます。これ以外で、医薬品と間違えるような表示や宣伝をすると、薬事法違反となります。効能・効果をうたったような体験談を載せたチラシや広告、製品自体の紛らわしい表示、販売員のセールストークに過大な期待を寄せるのは危険です。また訪問販売で、一度に大量の健康食品の購入を勧める過量販売が目立っています。

訪問販売で契約した場合、契約日を含めて8日以内であれば、クーリングオフができます。しかし、密封容器を開封・飲用した分については、代金の支払い義務があるので注意が必要です。不安なときは相談窓口まで。